

〔商品概要説明書〕

＜スーパー定期貯金〈単利型〉＞

（平成25年6月3日現在適用中）

1. 商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金〈単利型〉 (愛称：スーパー定期〈平成25年度JAバンクあきた少子化対策応援定期〉)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・「秋田県少子化対策応援ファンド事業」に賛同いただける個人の方
3. 取扱期間	<p>平成25年6月3日(月) ～ 平成25年12月30日(月)</p> <p>※ 募集額200百万円に達した場合、締切日を待たずに取扱いを終了させていただきます。</p>
4. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
5. 預入方法	<p>(1) 預入方法</p> <p>(2) 預入金額</p> <p>(3) 預入単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期貯金作成時に元金金額を一括してお預け入れいただきます。 ・1口座10万円以上1,000万円未満 ※ 総額での上限はありません。 ※ お一人様何口座でもお申込みいただけます。 ・お預入単位 1円単位
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息	<p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 税金</p> <p>(5) 金利情報の入手方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20%（国税15%，地方税5%）※の源泉分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%，地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または、窓口でお問い合わせください。
8. 手数料	—
9. 契約者プレゼント	<p>県内公共施設等で優待サービスが受けられる「サポーターパスポート」をプレゼント</p>

10. 寄付金の贈呈	<p>預け入れいただいた定期貯金の平成25年12月31日現在の残高の0.05%相当額を、当JAが秋田県に寄付します。</p> <p>※お客様のご負担はありません。</p>
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障害等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
12. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 <p>預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%</p>
13. 貯金保険制度(公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部資金課(電話:0187-86-0862)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所(電話:018-864-2030)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・満期日に自動的に解約し、あらかじめご指定を受けた貯金口座へ入金する「自動解約入金式」もご利用になれます。(自動継続式は対象外) ・ATM, インターネットバンキングではお取扱いいたしません。 ・期間を通じて、本定期貯金にお預け入れのお客さまは、少子化対策応援の証として「サポーターパスポート」を利用できます。サポーターパスポートは、県内の各種公共施設等での「優待サービス」を受けることができます。

JA秋田おはこ